

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第16号

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	[略]	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	[略]
		<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）</u>	<u>第78条第1項</u>
		<u>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第66号）</u>	<u>第6条の4</u>
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	<u>第5条</u> <u>第9条の13</u>	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	<u>第5条第1項並びに第9条の13第1項及び第2項</u>
		<u>火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）</u>	<u>第2条第1項</u>
		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	<u>第17条第1項</u>
		<u>遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）</u>	<u>第7条第1項</u>
[略]		[略]	
岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）	<u>第5条の2第1項</u> <u>第10条第3項（第10条の2において準用する場合を含む。）</u> <u>第20条</u>	岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）	<u>第5条の2第1項、第10条第3項（第10条の2において準用する場合を含む。）</u> <u>及び第20条</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年7月3日から施行する。